

新会社法と会計基準の対応

西 川 郁 生
(企業会計基準委員会)

1. 本稿の趣旨

本稿のまとめは 2006 年 1 月末に行われているが、2005 年 11 月 26 日に財務管理学会において行った報告内容を原則としてそのまま再現するのが本稿の趣旨である。したがって当日のメモを基に、文章としての体裁を整えたものとなっている。

学会当日の段階においては法務省令案のコメント募集の直前であったし、私が所属する企業会計基準委員会（以下 ASBJ）が 2005 年 12 月或いは 2006 年 1 月において公表した会社法に関連する会計基準等（この場合、会計基準、適用指針、実務対応報告を指す）は公開草案の段階であった。このため、例えば、公開草案について報告している本稿本文はそのまま再現することとし、最終公表の事実や付記すべき事項については、注を付している。

なお、本稿は 2005 年 11 月 26 日時点における記述となっているものの、意見にかかる部分で 2 ヶ月の時点の差異から生じるためにまとめの時点でなすべき修正は特段ないものと考えた。因みに本稿をまとめている 2006 年 1 月末時点では、法務省令案についてコメント募集期間を終えているが、最終的な法務省令の公表はまだなされていない。

2. 株主資本等変動計算書

会社法（平成 17 年法律第 86 号）435 条 2 項では、計算書類を貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものと法務省令で定めたものとしている。これに先立って 2005 年 2 月公表の「会社法制の現代化に関する要綱」では、「株主持分変動計算書」の作成と開示が示されていた。このため、法務省令で定めるものの中に、要綱における「株主持分変動計算書」にあたるものが示される予定と考えられる⁽¹⁾。

会社法においてこのような計算書類が必要と考えられた理由としては、株式会社は今後、株主総会又は取締役会の決議により、剰余金の分配をいつでも決定でき、また、株主資本（資本の部）の計数をいつでも変動させることができることとされたため、貸借対照表及び損益計算書だけでは、資本金、準備金及び剰余金の数値の連続性を把握することが困難となるためである。

これを踏まえ、ASBJ では企業会計基準公開草案第 8 号「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準（案）」を公表したところである⁽²⁾。

当該計算書については、これに先立って公表した企業会計基準公開草案第 6 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（案）」⁽³⁾が示す「純資産」が、議論の前提となっている。現行の

資本の部が純資産基準によって純資産の部になることとなれば、それを前提に株主資本等変動計算書で変動内容を開示する範囲も新たな純資産の部を前提に検討することになるからである。

基準公開草案第6号の議論自体は、会社法を直接の契機としたものではなく、ストック・オプションの会計処理を議論する中で、新株予約権の表示場所について議論が難航したことに起因する。

2004年12月に公表した企業会計基準公開草案第3号「ストック・オプション等に関する会計基準（案）」では、新株予約権は連結財務諸表の少数株主持分とともに負債でも資本でもない中間区分とすることを提案することとした。だが、その結論には異論が多く、新株予約権だけでなく、他の項目を含め、幅広く表示場所を検討する場として、別の専門委員会を立ち上げ、別途議論することとした。

基準公開草案第6号では、従来の「資本の部」を「純資産の部」に改め、さらに「純資産」の内訳を「株主資本」とそれ以外の各項目に区分することとした。

それ以外の各項目には、従来から資本の部に含まれていた評価・換算差額等（日本ではこれまで資本直入項目といわれていたし、米国では累積包括利益（OCI）と説明されるもの）に含まれる各項目がある。これに加え、これまで「資本の部」には含まれていなかった新株予約権や少数株主持分については、評価換算項目とともに、株主資本と区分して「純資産の部」に表示することとした。新株予約権や少数株主持分を純資産に含める理由は、純資産が明確に資産と負債の差額と位置付けられるからである。日本では文書化された概念フレームワークがないこともあり（2004年9月に公表された討議資料「財務会計の概念フレームワーク」はASBJにおいて今後の概念フレームワークを確定するための途中段階と位置付けられる）、負債の定義はないが、会社の資産を費消

して決済を行うというものという性格については、国際的な会計基準と特段変わりはなく、その意味で新株予約権等を負債に表示するのが適当ではないと考えられるからである。純資産という概念は、討議資料で示されており、そこでの議論が公開草案第6号の議論の参考になっていることは間違いない。

一方、株主資本には資本金と資本剰余金、利益剰余金がある。資本剰余金と利益剰余金とも2区分とする方向で議論しており、資本剰余金は資本準備金とその他資本剰余金からなり、利益剰余金は、利益準備金とその他利益剰余金からなる。さらにその他剰余金には任意積立金の各項目と繰越利益剰余金がある⁽⁴⁾。

基準公開草案第6号の純資産の部の内容を前提とした基準公開草案第8号では、株主資本等変動計算書の記載対象とする項目の範囲を株主資本にとどまらず、純資産全体につき行うこととした。

これは、諸外国の株主持分変動計算書を意識したという面がある。変動明細は対象項目を包括的にした方がいいという見解も専門委員会では示された。

結論的には、株主資本の項目の変動については、変動事由ごとに記載するものの、その他の項目については、純額で構わないこととした。

会社法の要請が株主資本分の変動に限られていることに加え、会計上も株主資本以外の部分の変動明細にどれだけの価値があるか明確でないということも言える。極端に言えば、資産も負債もすべて変動明細が必要ではないかという議論に行き着くことも考えられる。

株主資本とそれ以外で扱いに差をつけたことを踏まえ、純資産変動計算書ではなく、株主資本等計算書という名称としている。

なお、基準の名称については多少変える方向で議論している⁽⁵⁾。

3. 役員賞与

新会社法においては、従来の利益処分に関する考え方が改正されたことを取り上げている。これまで定時株主総会の利益処分として扱われていた配当金について、今後、株主総会又は取締役会の決議によって、いつでも行うことができることとされ、定時株主総会における利益処分という手続について、特に定められていない。

この関係では、企業会計基準第4号「役員賞与に関する会計基準（案）」を2005年11月22日の委員会で議決した。公表は来週になる予定である。

2004年3月に公表した実務対応報告第13号「役員賞与の会計処理に関する当面の取扱い」では、費用処理が適当である旨を示すものの、役員の職務に関連する支給額については、商法上会計処理と支給手続がリンクしているため、利益処分案の株主総会決議に基づくものは未処分利益の減少として会計処理するとされた。具体的には、旧商法第269条第1項及び第279条による役員報酬額の株主総会決議に基づく支給であれば、費用処理、利益処分による第283条第1項の株主総会決議であれば、剰余金の減額ということを明らかにした。

会社法では、利益処分という手続が明示されず、その一方、会社法第361条で役員報酬に加え、賞与も職務執行の対価として株式会社から受け取る財産上の利益として整理し、定款に定めがないとき株主総会において、額或いは算定方法等を定めるとしている。

このような整理をとると、役員賞与を剰余金の分配として支払うことは会社法の下では想定されていないことになる。では想定していないことが生じた場合、会社法違反になるかという点必ずしもそうとはいえない。したがって会計基準において明示する必要がある、会計処理としては費用処

理しかないことを示す基準案を公表したものである。

4. 現物配当

会社法では、現物配当が明示された（会社法454条4項、309条2項10号）。このため、現物配当の会計処理を明らかにするために、これを分配側においては、2005年9月に公表した企業会計基準適用指針公開草案第10号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」⁽⁶⁾の中で、受取側においては、2005年7月に公表した企業会計基準公開草案第5号「事業分離等に関する会計基準（案）」⁽⁷⁾の中で、それぞれ示した。

配当財産が現金の場合、分配側はその他資本剰余金を原資とするか、その他利益剰余金（繰越利益剰余金）を原資とするかによって減額される株主資本項目が異なる。しかし、当期損益に影響が出ることはない。

これに対し、配当財源が現金以外の財産である場合、配当の効力発生日（会社法第454条第1項第3号）における配当財産の時価と適正な帳簿価額との差額は、配当の効力発生日の属する期の損益として損益を生じさせることを考えている。これは配当される財産について企業の投資が清算されるからである。その上で配当財産の時価をもって、その他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）を減額することとなる。

ただし、配当の効力発生日における配当財産の適正な帳簿価額をもって、その他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）を減額する場合、つまり時価と簿価の差額を損益として認識しない場合もある。それには分割型の会社分割（按分型）が含まれる。会社法では分割型の会社分割はいったん分社型の会社分割を行い、分割元の会社において分割先の株式を保有した上で、分

割先の株式（子会社株式）を分割元会社の株主に現物配当をするという法律構成になっている。しかし、分割型分割というのは現実には単純に企業が2つの企業に割れるという見方もできる。その場合、どちらが分割元でどちらが分割先かは株主の立場から見れば何の意味もない。ところが、片方を時価とする考えを入れたら分割元は簿価で、分割先は時価で評価されるという事態になってしまう。簿価による減額であればこのような事態を避けることができる。

現物配当の受取側の会計処理については、まず受け入れた現物は、配当企業が子会社や関連会社でなければ時価で評価し受け入れる。その一方、現金配当のそれとは異なり、これまで保有していた株式は現物と実質的に引き換えられたものとみなして、減額することになる。これまで保有していた株式のうち実質的に引き換えられたものとみなされる額は、分配を受ける直前の当該株式の適正な帳簿価額を合理的な方法によって按分し算定することとしている。減額する株式の簿価と受け入れる現物の時価との差額は交換損益と考えることになる。

5. 企業結合と事業分離

組織再編法制との関連では、企業結合と事業分離の双方の会計基準に係る企業会計基準適用指針公開草案第8号「企業結合及び事業分離等に関する会計基準の適用指針（案）」⁽⁸⁾を2005年7月に、公表している。もともと企業会計審議会が2003年10月に公表した「企業結合に係る会計基準」の意見書において実務に適用する場合の具体的な指針を取りまとめるよう求められたことに加え、企業結合と密接不分離な事業分離について会計基準を作成し、あわせてその指針もまとめる作業を行っている。

会社法の計算省令では、企業結合において商法

のような幅広い処理を認めるのではなく、時価による取得と簿価による引継ぎだけを認めると考えられる。これは企業結合会計基準におけるパーチェス法とプーリング法を受け入れる考え方といえる。

時価による受入れには引継ぎという観念はなく、原則的に払込資本を増加させるのでパーチェス法の考え方と整合している。一方、持分プーリング法で資本を引き継ぐとき、資本の内訳項目もそのまま引き継がれることになる。したがって利益剰余金がマイナスであれば、マイナスのまま引き継がれる。ただし会社法においては計数の変動を同時に行うこともできる。

なお、会社法の施行時期は全ての企業に一律であるが、企業結合会計基準等の適用時期は各企業の決算の開始時期によって異なるものであるため、ASBJの適用指針において、その差の部分についての考え方を示す必要が生じている。

なお、企業結合に関しては、会社法はのれんに関する配当制限を検討していると聞いている。その内容については近々明らかになるであろう⁽⁹⁾。

6. ストック・オプション会計基準

また、ASBJでは2005年10月に企業会計基準公開草案第11号「ストック・オプション等に関する会計基準（案）」を公表している。会社法では、ストック・オプションの費用処理に障害がないことが明らかになっていると考えられる。

会社法においては、本会計基準の処理に対応して、募集新株予約権について、「割当日」と「払込期日」を区分して、ストック・オプションを付与された者が、その割当日（この会計基準にいう付与日）から新株予約権者になることを明らかにするとともに、払込金額が存在する場合については、払込期日までに払い込めばよいこととされた（もし、払込期日までに払込金額全額の払込みがなされない場合には、権利行使できないこととさ

れている。) (会社法 245 条, 246 条)。

また、ストック・オプションの発行の際に払込金額を定めた場合には、本会計基準の処理に対応して、従業員等がサービス提供を行うことにより従業員等が会社に対して報酬債権を取得し、新株予約権者は、株式会社の承諾を得て、払込みに代えて、当該株式会社に対する債権をもって相殺するという法的な構成を行うことが可能とされている (会社法 246 条 2 項)。

会社法上は、ストック・オプションについては、その払込金額の有無 (又は多寡) のみによって有利発行であるか否かが定まるのではないこと、これが会社の役員に対して職務執行の対価として付与された場合には、払込金額の有無 (又は多寡) にかかわらず、その価値について役員報酬としての規制 (会社法 361 条等) を受けることとなる。

なお、ストック・オプションについては、会社法上の払込金額とは独立して、この会計基準を適用の結果算定された金額で費用及び新株予約権の計上を行う。行使があった場合には、新株予約権の計上額を基に払込資本への計上を行うことになると考えられる。

7. その他

会社法による新株予約権等 (新株予約権付社債を含む) に関する実務上の取扱いについて明確にする必要がある。ASBJ の実務対応報告第 1 号の見直しであるが、第 1 号は商法に基づく新株予約権等の会計処理であったので、商法に基づいて発行されたものが当面残ることを想定し、第 1 号は必要な形式上の修正の上でそのまま残し、新たな実務対応報告の作成を目指している⁽¹⁰⁾。

そこでの論点に自己新株予約権の表示と売買損益の扱いがある。自己新株予約権は資産性を有するものの、表示上の両膨らみを避けるため、純資産の部の新株予約権から直接控除することを考え

ている。自己新株予約権の処分時には取得額と処分額との差額は損益として認識することとなる。

また、会社法で、合同会社 (LLC) が新設されることに関連して、出資側の会計処理を、「有限責任事業組合契約に関する法律」により定められた有限責任事業組合 (LLP) の出資の処理とあわせて検討している。そこでは現行の会計基準等に基づいた議論をすべきか、将来の方向を見据えた会計上の大きな議論を起こすかという二つのアプローチが考えられる。現在、専門委員会で意見が割れており、必ずしも方向性が詰まっているわけではない⁽¹¹⁾。

なお会社法 441 条に示される臨時計算書類については監査が求められている。ただし、臨時計算書類は開示規制に関するものではなく、純粹に配当規制との関連で、何らかの事情で配当財源が不足する場合に限って行うものであると想定される。このことから、監査が求められる以上、会計基準が必要であるという問題ではなく、ASBJ で会計問題として扱うことではないというのが我々の認識である。

〈注〉

- (1) 2005 年 11 月 29 日に法務省民事局参事官室から公表された法務省令案「株式会社の計算に関する省令」によれば、第 32 条に法務省令に定めるものの一つとして株主資本等変動計算書を挙げている。
- (2) 企業会計基準第 6 号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」として 2005 年 12 月 27 日に最終公表された。
- (3) 企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」として 2005 年 12 月 9 日に最終公表された。
- (4) 2005 年 8 月 10 日に公表された企業会計基準公開草案第 6 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 (案)」では、利益剰余金を 3 区分とする案が示されていたが、その後の議論で 2 区分とする方向性が固まったので紹介しているものである。
- (5) 本文と注 (2) を比較すればわかる通り、基準では、公開草案の名称から「連結」と後ろの「等」

を削除している。

- (6) 改正企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」として2005年12月27日に最終公表された。
- (7) 企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」として2005年12月27日に最終公表された。
- (8) 企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」として2005年12月27日に最終公表された。
- (9) 注(1)にある計算に関する法務省令案では第112条において繰延資産との合計額が資本金及び準備金の合計額の超える額（その他資本剰余金の

額を上限）の2分の1を分配可能限度額から減ずるとしている。

- (10) 実務対応報告第16号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」と改正実務対応報告第1号「旧商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」が2005年12月27日に最終公表された。
- (11) 2006年1月27日に実務対応報告公開草案第19号「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」が公表されたが、そこでは現行の会計基準等に基づく取扱いの確認としている。